

岡山県公報		目次		発行 岡山県	
		担当課（室）			
○	岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則 （県例規集登載）	教育委員会		目次	担当課（室）
○	精神通院医療を担当する医療機関の指定 公金事務の委託	地域医療推進課 教育委員会			
○	【公告】				
○	大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課			
○	〃	〃			
○	〃	〃			
○	道路の位置の指定	建築指導課			

◎岡山県規則第六十一号

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則
(岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則(昭和五十一年岡山県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第三項各号中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

(岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三項第一号中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同項第二号中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改める。

(岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三項第一号中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年十月十六日

指定した医療機関

名称

ツクイ倉敷玉島訪問看護ステーション

オール薬局 中島店

所在地

倉敷市玉島長尾二六八一―三 ハッピービル二階 二〇 令和八年十月一日

〇号室・二〇一号室

倉敷市中島六六三―一一

指定年月日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和八年十月一日

◎岡山県告示第四百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

晴れの国岡山農業協同組合 新見基幹アグリセンター

新見市西方一四〇六

二 指定をした日

令和八年九月十一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

県立学校における生産物売払収入

四 委託をした日

令和八年九月十五日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年九月十五日から令和九年三月三十一日まで

〔四七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン高梁

所在地 高梁市落合町阿部一七三一番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 備中開発株式会社

住所 高梁市落合町阿部一七〇〇番地

代表者の氏名 代表取締役 國長 謙司

ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）名称 一般社団法人高梁市観光協会

住所 高梁市旭町一三三五番地七

代表者の氏名 代表理事 平山 寿男

ほか 十一者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和八年三月八日ほか

二 届出年月日

令和八年九月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月十六日から令和九年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 石田 将人

ほか 十一者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 知識 賢治

ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和八年三月三十一日ほか

二 届出年月日

令和八年九月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月十六日から令和九年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット玉野長尾店

所在地 玉野市長尾字荒馬六一一番

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町五番一号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

ア 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）

ア 名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日ほか

二 届出年月日

令和八年九月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月十六日から令和九年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四八一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コムプラザ総社東

所在地 総社市井手字一本木一二六四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允 誉

(2) 名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允 誉

イ 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

(変更後)

ア 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允 誉

イ 名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

ほか 三者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後)

名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

4 ほか 三者（届出書別紙に記載のとおり）
変更年月日

平成二十六年六月二十四日ほか
二 届出年月日

令和八年九月二十九日
三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月十六日から令和九年二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四八二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年十月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇九号 令和八年十月六日	真庭市中字柿ヶ坪六三二番四、六 三二番一、字小井手ノ下六三五 番一、六三五番二〇	六・〇〇	一〇〇・九 二